

清谿園短期入所 特別養護老人ホーム サービス利用料金表

介護保険(要介護)・介護予防(要支援)給付サービス

●自己負担額は、自治体発行による負担割合証に基づきます。(令和元年10月1日より適用)

◆併設型ユニット型短期入所生活介護費サービス(Ⅰ)

及び 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費サービス(Ⅰ)

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
要支援 1	514 単位	5,140 円	514 円	1,028 円
要支援 2	638 単位	6,380 円	638 円	1,276 円
要介護 1	684 単位	6,840 円	684 円	1,368 円
要介護 2	751 単位	7,510 円	751 円	1,502 円
要介護 3	824 単位	8,240 円	824 円	1,648 円
要介護 4	892 単位	8,920 円	892 円	1,784 円
要介護 5	959 単位	9,590 円	959 円	1,918 円

◆機能訓練体制加算

(介護保険・介護予防対象)	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
加算料金	12 単位	120 円	12 円	24 円

◆職員配置等にかかる加算

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
(介護保険・介護予防対象)				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18 単位	180 円	18 円	36 円
(介護保険のみ対象)				
看護体制加算Ⅰ	4 単位	40 円	4 円	8 円
看護体制加算Ⅱ	8 単位	80 円	8 円	16 円
夜勤職員配置加算Ⅱ	18 単位	180 円	18 円	36 円

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ・・・前年11ヶ月の職員体制において、介護職員に介護福祉士が占める割合が60%以上での加算

※看護体制加算Ⅰ・・・常勤の看護師を1名以上配置している場合加算。

※看護体制加算Ⅱ・・・看護師の数が常勤換算方式で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、配置基準の数に1を加えた数以上である事。看護師により24時間連絡できる体制を確保している場合加算。

※夜勤職員配置加算Ⅱ・・・夜勤勤務時間帯に常勤換算方式で、夜勤職員数基準を1名以上上回って配置している場合に加算。

◆送迎費

(介護保険・介護予防対象)	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
送迎加算(片道)	184 単位	1,840 円	184 円	368 円

◆介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(介護保険・介護予防対象)

※1ヶ月あたりの総単位数に、**8.3%**を乗じて得た単位数(小数点以下四捨五入)が加算されます。

◆介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(介護保険・介護予防対象)

※1ヶ月あたりの総単位数に、**2.7%**を乗じて得た単位数(小数点以下四捨五入)が加算されます。

◆減算

(介護保険・介護予防対象)	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
長期利用者減算	-30 単位	-300 円	-30 円	-60 円

※短期入所を連続で30日以上利用した場合の31日目以降の減算

◆介護保険給付外サービス

	ユニット型個室 居住費(1日)	食費(1日)
1 段階	820 円	300 円
2 段階	820 円	390 円
3 段階	1,310 円	650 円
4 段階	2,006 円	1,392 円

食費内訳	
朝食	380 円
昼食	612 円
夕食	400 円